



# 神奈川県 消防設備会報

第38号 平成30年1月



湘南ベルブリッジ

## [ 消防設備会報 (第38号 平成30年1月) 目次 ]

新年のあいさつ	(一財) 神奈川県消防設備安全協会理事長 西津英二	1
	神奈川県安全防災局長 河原知徳	2
	神奈川県消防長会会長(川崎市消防局長) 田中経康	3
表彰の栄誉に輝いた方々		4
最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について (神奈川県からの回答)		5
寄稿・消防機関から 最近発生した大規模火災からの動き		
川崎市消防局予防部 担当部長兼予防課長 石渡英幸		6
寄稿・業界通信 小規模福祉施設等向けのパッケージ型自動消火設備について		
モリタ宮田工業株式会社 生産統括本部開発部 山村太一		8
平成29年度各種講習会の結果概要(中間結果)		10
かながわ防災フェアへの参加		13
かながわ消防フェアへの協力		14
寄稿・点検現場からの報告 点検推進指導員の立会いを受けて		
社会福祉法人 千寿会特別養護老人ホーム「きくの郷」		
施設長 椎野重子		15
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を!		16
平成29年8月以降の主な通知		17
(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧		18
協会からのお知らせ		19

## 表紙:湘南ベルブリッジ

新湘南バイパスで車を西に走らせ終点付近の茅ヶ崎海岸IC付近に近づくと、印象的なアーチの建造物を潜ります。湘南ベルブリッジです。相模川の支流の小出川に架かる橋で、湘南の持つイメージと周辺環境との調和を重視して建造され、オシャレなデザインをしています。

また、ここは湘南海岸への入り口にもなるため、ランドマークの役割も担っているようです。竣工から早22年の月日が経ちますが、今でも近未来的な姿に魅了されます。

(写真・文提供:株式会社東晃防災 清水正仁様)



## 新年のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理 事 長 西 津 英 二

---

平成30年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

早いもので、私ども神奈川県消防設備安全協会は、平成25年4月1日に一般財団法人として新たなスタートを切り、早5年が経過しようとしています。この間、会員の皆様、行政機関、そして関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、改めて感謝御礼を申し上げる次第でございます。

当協会は、日頃から消防用設備等の設置及び維持管理の適正化などを目指し、消防関係の各種講習会等の開催、消防用設備等点検済ラベルの普及促進などを実施するとともに、消防・防災に関する情報提供や普及啓発を行い、県民の皆様の安全・安心への寄与や業界繁栄の一助となるよう努めているところであります。

さて、昨年も地震、噴火、台風など自然災害が多々発生しております。中でも梅雨前線、台風3号、18号、21号など大雨による災害が相次ぎました。近年の気象状況の変動は、大きな災害を引き起こす要因となっており、大変憂慮するところであります。災害で犠牲となられた方々には、深く哀悼の意を表します。

一方で、火災などの人為的な災害は、自然災害とは発生要因が異なり、予防による対策で少なからず防止することが可能であります。それには、第一に建物等の使用者の日常の注意が必要であることは言うまでもありませんが、建物等の所有者・管理者の皆様においては、防火・防災の意識と責任を持ち、設置してある消防用設備等がいつでも正常に稼働するよう、整備・保守を欠かさないようにする必要があります。

当協会では、建物等の所有者・管理者の皆様に信頼していただける点検制度として、「優良点検事業所認定制度」を、平成28年度から実施しております。消防用設備等の点検を行う優れた事業所を認定することにより、その事業所が行う点検等が防火対象物の安全性を確保することにつながるものと考えております。

この「優良点検事業所認定制度」は、発足時は横浜市、川崎市及び相模原市の事業所を対象としておりましたが、平成29年8月からは神奈川県内全域に拡大しました。今後は、優良点検認定事業者の力量を建物等の所有者・管理者の皆様に認知していただけるよう、制度のPRを推進したいと思っております。

本年も、当協会は、会員の皆様をはじめ、行政機関、関係団体の皆様のご期待に沿えるよう、業務運営に全力で取り組んでまいりますので、引き続きのご支援等をお願い申し上げます。

本年が皆様にとって、明るく希望に満ちた素晴らしい一年となりますよう祈念いたしまして、ご挨拶といたします。



## 新年のあいさつ

神奈川県安全防災局長  
河 原 知 德

---

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただいており、深く敬意を表します。

さて、近年、全国各地で住民の安全を脅かす大規模な自然災害が発生しています。

昨年を顧みますと、7月上旬に発生した九州北部豪雨や、台風21号をはじめ日本列島に相次いで上陸した台風などにより、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われました。

本県においても、こうした大規模な自然災害への備えは喫緊の課題となっています。

県では、平成24年度から毎年、大規模災害発生時の初動対応における医療救護等を主体とした訓練である「ビッグレスキューかながわ」を実施しています。昨年9月は、九都県市の幹事県として、小田原市と合同で、九都県市及び政府と連携を強化した「第38回九都県市合同防災訓練」をこれまで以上の規模で実施し、本県の地震や津波など被害の特性に応じた災害対応力の向上を図りました。

また、一昨年4月に、県と県内全ての消防本部が一丸となって大規模災害に対応するための、県内消防広域応援体制である「かながわ消防」を構築しました。今年はその訓練場所として、消防学校にオール神奈川の実践的トレーニングセンター（かながわ版ディザスターシティ）を整備いたします。

さらに、本県を被災地と想定して、関東ブロック各都県の消防部隊の応援を受ける「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練」を本年11月に予定するなど、大規模災害に対する備えを充実する取組を進めてまいります。

さて、一昨年、新潟県糸魚川市で発生した火災では、昭和51年の酒田大火以来の規模となる約4万m<sup>2</sup>を焼損し、昨年、埼玉県三芳町内の倉庫で発生した火災では、覚知から鎮火まで13日間を要し約4万5千m<sup>2</sup>を焼損するなど、火災がもたらす影響の大きさや予防の重要性を改めて認識させられたところです。

貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るために、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されているところであります。

県といたしましては、貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後ともより一層、貴協会の皆様からお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



## 新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

田 中 経 康

---

平成30年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様には、平素から消防行政の円滑な推進に格別の御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚く御礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導や講習会の開催をはじめ、防火安全思想の普及・啓発、点検済表示制度の普及促進など、様々な事業をとおして地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、昨年の国内の災害状況を顧みますと、7月上旬に発生した九州北部豪雨では、福岡県及び大分県での甚大な被害により、緊急消防援助隊が出動して懸命な活動が展開されたほか、台風21号をはじめ日本列島に相次いで上陸した台風により全国的に大きな爪痕を残しました。

また、2月に埼玉県三芳町で発生した物流倉庫火災、12月には埼玉県さいたま市の特殊浴場で発生した火災により、多くの尊い命と財産が奪われました。

一方、国外に目を向けますと、9月に発生したメキシコ地震をはじめ、台風や竜巻等の自然災害、また、緊迫する北朝鮮への脅威や世界各地で発生しているテロ災害など、世界情勢は刻一刻と変化しており、これら災害等への対応はもちろん、今後、発生がますます危惧されています首都直下地震や南海トラフ巨大地震への取組みは喫緊の課題であります。

私ども消防機関は、こうした複雑多様化・大規模化する災害等に的確に対処し、県民の皆様の安全・安心の確保に努めるためには、神奈川県と県内消防本部の協力連携体制を一層強化するとともに、地域及び関係機関との更なる連携のもと、震災等大規模災害対策の推進、大規模・特殊災害に備えた緊急消防援助隊の充実・強化、超高齢化の進展に伴い増大する救急需要への対応等、消防活動能力の更なる向上に全力を挙げて取り組んでいく所存です。

さらに、防火防災安全対策につきましては、大規模・高層建築物等や福祉施設・有床診療所等の過去の火災の教訓を踏まえ、人命危険を考慮した立入検査や消防法令違反等の是正を徹底いたしますとともに、住宅用火災警報器の設置率向上及び維持促進、また、防炎品の普及促進等総合的な住宅防火対策について実効性のある対策を進めるためには、消防・防災全般にわたり事業を展開しております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございますので、どうか今後とも、県民の皆様の安全・安心の負託にこたえるため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない無事平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 表彰の栄誉に輝いた方々

### 消防庁長官表彰

・山口 宏様 株式会社共栄社 代表取締役社長

### 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

・網代正太郎 様	株式会社網代防災設備	代表取締役
・益田満里子 様	株式会社栄広プロビジョン	取締役副社長
・松田 茂 様	株式会社江電社	代表取締役社長
・倉田 雅史 様	株式会社東海ビルメンテナス	代表取締役社長

### 表 彰 式

日 時 平成29年11月2日（木）午後3時30分～

場 所 明治記念館 表彰式「蓬莱の間」、祝賀会「富士の間」

当日は秋晴れにも恵まれ、受賞者、消防庁幹部、日本消防設備安全センター、来賓など多数の関係者の皆様のご出席のもと、表彰式が盛大に挙行されました。

式は、稻山博司消防庁長官の式辞の後、消防庁長官表彰の消防設備保守関係功労者等表彰受賞者に賞状、記念品が授与され、次に、安全センターの原田正司理事長から安全センター理事長表彰の消防設備保守関係者表彰、消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰のそれぞれの受賞者に賞状、記念品が授与されました。

また、受賞者に対して、全国消防長会会长である東京消防庁の村上研一消防総監からの祝辞が述べられました。（全国消防長会事務総長の坂野恵三様、代読）

午後5時からは、参議院議員の片山虎之助議員、衆議院議員の務台俊介議員など国会議員の方々も参加して祝賀会が開催されました。

受賞された皆様、誠におめでとうございました。

(写真は左から) 網代正太郎様 田中 勉様 西津 英二理事長  
益田満里子様 山口 宏様 松田 茂様

### 平成29年度 消防設備関係功労者等 表彰式



表彰式会場にて

## 最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（神奈川県からの回答）

自民党への「平成30年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」との要望書を、平成29年5月末に提出したところですが、今般、自民党を通じて神奈川県から回答がありました。

今回の回答では、最終段落に記載のとおり、「県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。」とのことで、要望に沿う回答とはなっておりません。

当協会といたしましては、今後とも、要望活動を継続してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

（当協会からの要望全文）

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、営業種目が消防施設保守管理などの一般業務委託にも新たに最低制限価格制度が適用されている。

消防施設保守管理のような県民・市民のいのちや安全に関わる業種の業務委託については、県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも神奈川県と同様に最低制限価格制度を導入することでダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保できるようになる。

従って、平成27年度予算から導入した神奈川県の導入趣旨を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く情報提供して周知していただき、この動きが拡大していくよう働き掛けていただきたい。

（神奈川県（会計局）からの回答全文）

一般業務委託の入札における最低制限価格制度につきましては、労働者の常時配置がない業種でも、多くの方が訪れる庁舎や県民利用施設については、利用される方のいのちや安全確保の観点から業務の質を維持することが重要なため、平成27年度予算の入札執行分から「消防施設保守管理」や「エレベーター保守」、「電気通信設備保守」、「汚水処理施設等保守」の4つの業種を対象に、人件費が大半を占めると認められる業務の場合は、制度を適用することとし、広く県民に県のホームページで情報提供しています。

県内の独立行政法人や市町村は、団体ごとに置かれた状況が異なり、それぞれ独自の判断で入札制度を運用しているため、必要に応じて、県のホームページを参照していただくことで入札制度の参考にしていただければと考えています。

## 消防機関から

# 最近発生した大規模火災からの動き

川崎市消防局予防部

担当部長兼予防課長 石渡英幸

### はじめに

最近、記憶に残る国内で発生した大規模な火災について振り返りますと、平成28年12月22日（木）糸魚川市で発生した火災と平成29年2月16日（木）に埼玉県三芳町で発生した大規模倉庫の火災があげられます。

今回、この二つの火災発生後に、当局において対応したいいくつかの内容等について紹介させていただきたいと思います。

### 1 新潟県糸魚川市で発生した火災について

本火災は、焼失面積が約40,000平方メートル、昭和51年の酒田市における大火（大火とは、焼損床面積1万坪以上をいう。）以来40年ぶりの市街地における大規模火災（地震を原因とするものを除く。）であり、17名が負傷し、147棟の建築物が焼損しました。

消防庁は、木造の建築物が密集した地域において大規模火災が発生したことから、この際の消防活動等を検証した上で、今後取り組むべき火災予防、消防活動、消防体制等の充実強化のあり方について検討を行いました。

この報告書の中では、火災予防対策などの早急に取り組むべき事項や今後取り組むべき事項として関連する通知の見直し等があり、その他として、住宅用火災警報器を活用し、飲食店を含む隣接建築物で相互に火災警報を伝達する方式について検証を行うこと及び延べ面積が150平方メートル以上の飲食店に消火器を設置するものとされている消防法施行令を改正し、延べ面積が150平方メートル未満の飲食店に対しても消火器を設置すること等についても検討することなどが提言されました。

当市におきましては、消防庁予算による連動型住宅用火災警報器を活用した小規模飲食店を含む隣接建物間での火災早期覚知の方法に関する検証事業の協力依頼があったことから、本事業に積極的に協力することとし、市内の不燃化重点対策地区内における飲食店等の関係者に理解を求めて承諾を得た後、11月29日に連動型住宅用火災警報器を設置しました。

今回、検証事業に協力していただいたのは、ラーメン店を含めた飲食店3店舗の関係者であり、日頃から火気を使用しています。

検証期間は平成30年3月までの期間となっており、利点及び課題を抽出し、検証後には関係者に

に対するアンケート調査も予定しています。

現在、住宅だけに設置している住宅用火災警報器にとって、さらに新たな活用方法があるのかどうか、今後の動きに注視して行きたいと思います。

## 2 埼玉県三芳町で発生した大規模倉庫の火災について

火災が発生した倉庫の建物概要は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建て、建築面積26,977平方メートル、延べ面積が71,891平方メートルで、焼損床面積は約40,000平方メートル、負傷者が2名発生しました。

この火災は、鎮火時刻が2月28日（火）17時00分と消火活動に多くの時間を要して社会的影響もあったことから、当市においては2月28日（火）から3月15日（水）までの期間に市内の50,000万平方メートル以上の大規模倉庫14対象に対して建築部局であるまちづくり局と合同で特別立入検査を実施しました。

検査の結果、建築基準法に抵触する違反はなかったものの、消防法令に関しては、営業用倉庫などは複数のテナントが占有者として利用していることから、防火管理関係の違反が多く確認され、52件指導しました。

また、消防庁が平成29年秋季全国火災予防運動実施要綱の具体的な推進項目として、「大規模倉庫における防火安全対策の徹底」を示したこともあり、50,000平方メートル以上の大規模倉庫の関係者を対象とした案内文を送付し、「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書の説明会」を開催しました。

この説明会では、22の対象、63人の関係者が参加し、本報告書に記載されている事業所における初動体制や防火シャッターの作動状況などの概要と実効性のある消防訓練について講義等を実施し、防火安全対策の徹底を図りました。

## 3 おわりに

大規模な火災及び社会的影響のある火災が発生した場合、消防機関は早期に特別立入検査及び広報活動等を実施することがあります。中には、火災の状況等によって消防法の改正による規制、強化につながる場合もありますが、社会情勢の変化や建築物の多様化などを考慮し、柔軟性を持った対応が求められます。

これらの対応は国民の安全、安心につながるために必要なことであり、消防本部においては、今後も関係機関と連携を図り、実効性のある火災予防の充実・強化に努めてまいりたいと思います。

## 業界通信

# 小規模福祉施設等向けのパッケージ型自動消火設備について

モリタ宮田工業株式会社

生産統括本部開発部 山 村 太 一

### 1 はじめに

昨年より小規模社会福祉施設や医療施設向けの各種パッケージ型自動消火設備を製造・販売し、好評をいただいております。今般、会報掲載の機会をいただきましたので、関連するパッケージ型自動消火設備の概要や背景について簡単に紹介させていただきます。

### 2 パッケージ型自動消火設備の基準改正

火災等で自ら避難することが難しい人が多く入居する社会福祉施設等は、原則スプリンクラー設備（以下、SP）の設置が義務付けられています。一方でSP設置に伴う大きな費用負担や工事中の営業停止、また借家運営の施設では設置工事等に貸主の理解を得にくい場合もあるため、SPに代えて小規模な施設にも対応可能なパッケージ型自動消火設備の設置基準が改正されました（平成28年1月29日）。従来のパッケージ型自動消火設備が「パッケージ型自動消火設備Ⅰ型」（以下、Ⅰ型）として位置付けられると共に、新たにパッケージ型自動消火設備Ⅱ型（以下、Ⅱ型）が創設されました。またⅠ型を基準面積1000m<sup>2</sup>未満の物件に設置する場合は隣接する防護区画を一の薬剤貯蔵容器や受信装置等で共有できることとされています。

Ⅰ型が一の薬剤貯蔵容器や受信装置等を複数の防護区画で共有する（図1参照）のに対し、Ⅱ型は、薬剤貯蔵容器や受信装置等の装置ユニットを部屋（13m<sup>2</sup>以内）ごとに設置する点でⅠ型と相違があります（図2参照）。

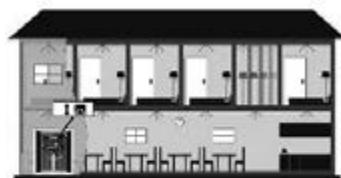


図1 Ⅰ型イメージ



図2 Ⅱ型イメージ

### 3 当社のパッケージ型自動消火設備

前記法令改正を受けて、当社では表1、写真1、表2に示すパッケージ型自動消火設備群を製造・販売しています。

#### 3-1 スプリネックスミドル（表1参照）

スプリネックスミドルは平成28年より販売しています。その大きな特徴は、  
 ①防護面積13m<sup>2</sup>を薬剤量108Lで防護：従来品は防護面積21m<sup>2</sup>を薬剤量216Lで防護していましたが小規模福祉施設等に対しオーバースペックな可能性もありました。スプリネックスミドルにより小規模福祉施設等に適切な防護面積・薬剤量の設備を提案可能と考えます。  
 ②SUS プレス配管を使用：従前の設備ではSGP配管を使用していましたが、SGP配管はその重量のため建物への負荷が大きいというデメリットがあります。スプリネックスミドルではより軽量なSUS配管を使用しています。建物の負荷を減らすのみならず、その扱いやすさから施工時の工数削減も期待されます。

表1 スプリネックスミドル（I型）の基本仕様

型式	FSSM013M型
格納箱寸法	H2000 mm × W720 mm × D560 mm
格納箱質量	370 kg
防護面積	13 m <sup>2</sup>
設置可能天井高	2.4 m (放出口4個の場合)、3.6 m (放出口9個の場合)
消火薬剤	第三種浸潤材等入り水 108L
感知部	差動式スリット型感知器&定温式スリット型感知器（検定合格品）
電源	定格電圧 AC100V、定格電流 2A、非常電源型式 7.2Ah/10HR
系統数	30系統



写真1 I型格納箱

表2 スプリネックスミニ（II型）4機種の仕様

型式	[a] CPW13-044	[b] CPW13-092	[c] CPW13-161	[d] CPW13-094
格納箱内部				
想定設置場所	壁面、収納内	収納内	室内床置き	室内床置き
箱寸法 H×W×D	400×900×179mm	830×380×213mm	1400×230×213mm	830×734×195mm
箱質量	約43kg	約44kg	約42kg	約87kg
防護面積等	13m <sup>2</sup> 、天井高さ2.8m以下の部屋に設置可能			
消火薬剤	第三種浸潤剤等入り水			
充填量	4L×4本	16L×1本	9L×2本	9L×4本
感知部	検出方式の異なる2つの感知器（検定合格品）			
電源	リチウム電池			
その他	内装材が準不燃材料の部屋に設置可能			内装材制限なし

### 3-2 スプリネックスミニ（表2参照）

平成28年より製造・販売しています。

当社のII型の大きな特徴は、建物条件に併せて適した機種を選択可能ことです。表2 [a]～[c] の三機種は内装が石膏ボード等の準不燃材料の場合に設置可能で、壁面や収納、床置きなど本体設置場所に応じて形状を選択できます。また表2 [d] の機種は建物条件を問わず設置が可能です。

また施工を一部屋ごとに完結可能なことも特徴です。施工時の実施手順の一例を図3に示します。配管方法は天井裏に埋め込むか（写真2a）、天井面に露出させモールで銅

配管を覆い隠す配管露出方式（写真2b）も可能で、施工建物の条件に併せて選択いただけます。

また13m<sup>2</sup>以上の部屋等では感知器を共有し、複数の本体ユニットを連動させ、同時に作動させることも可能です。

以上の設備は平成26～28年度消防防災科学技術研究推進制度、平成27年度消防防災研究助成を用いて開発しました。これらが小規模社会福祉施設等の火災安全性向上に寄与することを期待します。

1. 室内のノズル位置設定

2. ノズル穴加工

3. 銅管を通す

4. ノズル銅管接続・固定

5. 感知器取り付け

6. 本体を設置

7. 配管・線を本体接続

図3 施工時の実施事項  
(配管埋め込みの場合)

(b) 配管露出

写真2 配管方法

## 平成29年度各種講習会の結果概要（中間結果）

平成29年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

### ◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備（1・2・3類）	10月3日・10月24日・11月8日 11月16日	574
警報設備（4・7類）	10月4日・10月17日・10月26日 11月7日・11月15日	1,006
避難設備・消火器（5・6類）	10月5日・10月18日・10月25日 11月9日・11月14日	737
計	14回	2,317

### ◆ 消防設備士試験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
4類	7月25日・7月26日	20
6類	7月25日・7月27日	21
計	3回	41

### ◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

#### 第1種

実施日	5月30日～6月1日	12月5日～12月7日	3月6日～3月8日	受講者合計
受講者数	123	131	—	254

#### 第2種

実施日	6月13日～6月15日	12月12日～12月14日	3月13日～3月15日	受講者合計
受講者数	98	110	—	208

1種・2種合計 462

## 神奈川県 消防設備会報

### ◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

#### 第1種

実施日	4月18日	4月20日	6月27日	7月11日	1月23日	2月20日	受講者合計
受講者数	98	75	100	115	—	—	388

#### 第2種

実施日	4月19日	4月21日	6月28日	7月12日	1月24日	2月21日	受講者合計
受講者数	87	71	85	117	—	—	360

1種・2種合計 748

### ◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	11月30日・12月1日	受講者数	138
-----	--------------	------	-----

### ◆ 消防設備実務・実技研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
自火報実務研修	9月7日	能美防災株式会社	71
		かながわ労働プラザ	
消火器実技研修	10月11日	モリタ宮田工業株式会社	18
		(同上)本社研修室及び消火実験棟	



自火報実務研修（能美防災株式会社）



消火器実技研修（モリタ宮田工業株式会社）

## 神奈川県 消防設備会報

### ◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

#### (1) 甲種防火管理講習

月 別	5月	6月	7月	8月	9月	10月・11月
実施日	16・17日 25・26日	5・6日	3・4日 13・14日	1・2日 23・24日	5・6日 21・22日	31・1日
受講者数	242	134	209	266	178	103

月 別	12月	1月	2月	受講者合計
実施日	20・21日	25・26日	7・8日 15・16日 27・28日	
受講者数	108	—	—	

#### (2) 乙種防火管理講習

実施日	6月22日	8月22日	1月11日	受講者合計
受講者数	41	74	—	115

#### (3) 甲種防火管理再講習

実施日	12月20日	受講者合計
受講者数	45	45

### ◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	6月16日	1月12日	受講者合計
受講者数	68	—	68

### ◆ 防火・防災併催講習

上記の2つの新規資格を併せて取得するための講習で、（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

実施日	9月28・29日	受講者合計
受講者数	134	134

## かながわ防災フェアへの参加

神奈川県総合防災センター主催による「かながわ防災フェア2017」が、平成29年9月10日（日）に開催されました。

当協会もフェアに参加し、関係団体等のご協力をいただきて家庭用防災機材コーナーを設け、展示、相談、普及啓発及び即売を行いました。

参加者 2,135名



普及啓発及び即売



消防車両等展示



消防学校初任教育生による訓練



## かながわ消防フェアへの協力

神奈川県の主催による「かながわ消防フェア2017」が、平成29年10月28日（土）12時から15時に、横須賀市の「長井海の手公園ソレイユの丘」において開催され、多くの方々が来場されました。

当協会も協会関係団体等に向けての広報等を行いました。

参加者 約800人



災害活動支援車



放水体験

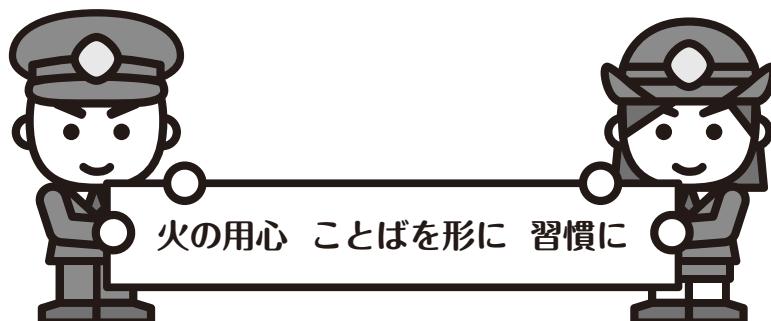


訓練披露



消防うどん

### —2017年度全国統一防火標語—



## 点検現場からの報告

### 点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 千寿会

特別養護老人ホーム「きくの郷」

施設長 椎 野 重 子

社会福祉法人千寿会は、平成13年4月に寒川町に特別養護老人ホームきくの郷50人、短期入所生活介護20人、デイサービス、居宅支援事業所をオープンしました。

その後、平成26年4月に綾瀬市に初めてのユニット特別養護老人ホーム杜の郷90人、短期入所生活介護10人、デイサービス、居宅支援事業所をオープンし、同年、綾瀬市から包括支援センターの委託を受けています。



千寿会の施設では、春は満開の桜の様子、夏は蝉の声や花火、秋はきくの郷は稲穂の黄金色、杜の郷は運動会、冬は雪景色や遠くの風景を鮮明に見渡すことができる環境にあり、一年中、富士山を眺めることができます。

防災については、年2回の訓練を実施しています。消防本部の立会いのもと、初期消火、避難訓練、通報訓練、非常食の体験等も行っています。



ており、消防用設備等の点検業者の点検と神奈川県消防設備安全協会の点検推進指導員による実施状況の確認立会いで、利用者により安全で安心した生活ができると感謝しています。

今後も、いろいろな災害に意識を持ち、職員一同、防災に努めてまいります。

さらに、平成28年7月には、寒川町に初めてユニット型特別養護老人ホームきくの郷40人、デイサービスもオープンし運営致しております。



また、想定外の災害についても、災害対策委員で3ヶ月に1回課題を出して検討し、マニュアル化を図っています。

そして、年2回の消防用設備等の点検も実施し



## —点検済表示制度の推進キャンペーン—

## 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成29年度ラベル交付枚数は12月末現在628,590枚で、前年度同期より97,425枚減少しており、当協会の経営状況は、厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところあります。

平成29年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ① 制度推進のため、なお一層の普及啓発
- ② 点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③ 防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ④ 優良点検事業所認定制度の対象地域拡大

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

## 点検済表示登録会員数

区分	平成29年3月末会員数	平成29年12月末会員数
1号表示会員	253	249
2号表示会員	11	11
合 計	264	260

## — 消火器用 —



## — 消火器以外の設備用 —



## 〈平成29年8月以降の主な通知〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 項
消防予第239号	平成29年8月9日	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について
消防予第268号	8月24日	消防庁予防課長	光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について
報道資料	8月29日	消防庁	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成29年6月1日時点）
消防予第269号	9月4日	消防庁予防課長	「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル」の送付について
消防消第222号	9月25日	消防庁消防・救急課長	消防に必要な水利施設の適切な維持管理について
消防消第224号	9月29日	消防庁消防・救急課長	大規模倉庫火災におけるより効率的な消火活動を実施するための今後の方策について
消防予第316号	10月16日	消防庁予防課長	小規模社会福祉施設等に係る実態調査の結果について
消防予第330号	10月27日	消防庁予防課長	住宅宿泊事業法に基づく届出住宅等に係る消防法令上の取扱いについて
消防予第355号	11月20日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）
消防予第362号	12月1日	消防庁予防課長	厨房における火災予防の広報用映像の制作・送付について
消防予第376号	12月14日	消防庁次長	「第64回文化財防火デー」の実施について
消防予第385号	12月18日	消防庁予防課長	風俗営業を営む特殊浴場の防火対策に係る注意喚起等の実施について
消防消第290号	12月22日	消防庁消防・救急課長	強風下における消防対策について
事務連絡	12月22日	消防庁総務課 消防庁消防・救急課	消防庁予算（案）の概要及び平成30年度地方財政対策（消防関係）の概要等について
消防予第389号	12月26日	消防庁予防課長	住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について

## (一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊行物注文書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中  
下記の刊行物を注文いたします

発注者				
送り先	住所	〒		
	会社名			TEL
	担当者			FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名	注文部数	定価	金額	備考
<b>消防設備士試験準備用テキスト</b>					
8000	消防用設備六法		1,950		
8007	電気と機械の基礎知識		750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用	1,950		
8002		第4・7類用	1,230		
8003		第5・6類用	1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消火設備編	3,180		
8005		警報設備編	3,080		
8006		避難・消火器編	2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編	2,570		
8009		第1類	2,460		
8010		第4類	2,460		
8011		第6類	2,260		
<b>一般参考図書</b>					
8016	消防用設備等の型式失効一覧		2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携		3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携		3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携		3,590		
8020	防災英和和英用語集		4,190		
合計			部		

TEL 045-201-1908 振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971 普通預金: 0093790

口座名義: (一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

# 協会からのお知らせ

## 《お知らせ》

### ○第1種・第2種消防設備点検資格者再講習の実施日程（平成30年度分）

(講習年月日) (申請期間)

第1種 平成30年 4月17日・19日 平成30年 2月20日～3月 5日

第2種 平成30年 4月18日・20日 平成30年 2月20日～3月 5日

※再講習の受講期限を再度ご確認下さい。受講期限が過ぎると失効します。

## 《表示登録会員になります》

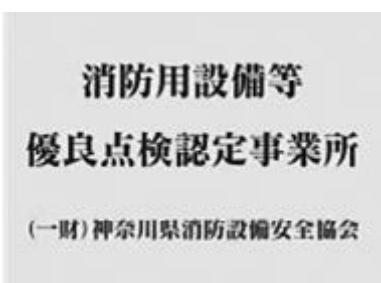
表示登録会員とは、「消防用設備等点検済表示制度」に基づく資格条件を満たした事業者です。表示登録会員になると当協会の斡旋する点検済票（全国共通ラベル）を貼付することができます。



## 《優良点検認定事業所の認定申請をしましょう》

優良点検認定事業所とは、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを総合的に審査し、基準を満たしている表示登録会員（事業所）を認定するものです。

消防用設備等の総合点検を行う場合には、事前に認定申請をしましょう。（詳細は、裏表紙に記載しています。）



## 優良点検事業所認定制度について

### ○優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検認定事業所として認定する当協会独自の制度です。

### ○制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検認定事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるもので

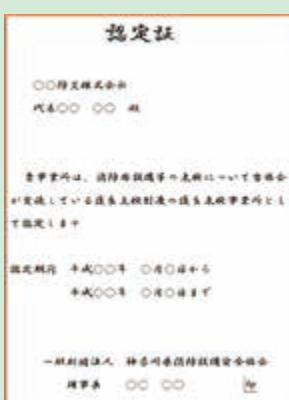
### ○手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検認定事業所としての認定・不認定が決定されます。

### ○優良点検認定事業所として認定されると！

優良点検認定事業所として認定されると、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」と「金ラベル証」が無償で交付されます。

認定証



金ラベル証



表示プレート



## 一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地  
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail : info@02-ksk.or.jp